

沿岸広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年7月25日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1 路線名 重茂半島線
- 2 供用開始の区間 宮古市赤前字長洞山国有林え4小林班地先からか2小林班地先まで
- 3 供用開始の期日 令和7年7月25日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 令和7年7月25日から同年8月25日まで